

防監第 84号
平成19年12月18日

総務課長
殿
統括監察官

防 衛 監 察 監

防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について（通達）

標記について、防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）に基づき別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

関連文書：防衛庁訓令第33号（17. 3. 30）
添付書類：別紙

別 紙

防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について

- 1 訓令第4条から第6条に定める体制は、次表のとおりとし、その他の事項は、別に定めがない限り、訓令に定めるとおりとする。

防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令		
第4条	機関保護管理者	総務課長
第5条の1	保護管理者	総務課：総務課長 統括監察官付：統括監察官
第5条の2	保護責任者	保護管理者が指定する。
第5条の2の3	保護責任者補助者	保護管理者が指定することができる。
第6条	監査責任者	副監察監